

新公益法人制度への移行に向けて  
－ 獣医師会の対応 －

平成22年2月  
社団法人 日本獣医師会

1

Ⅰ 新公益法人制度と現行の公益法人の関係

- 1 新公益法人制度とは、
  - ア 民法法人制度（主務官庁による許可主義）が廃止され、法人の公益活動を奨励・支援するとの理念の下で第三者（公益認定等委員会）による公益認定を基本とする新公益法人制度が発足（平成20年12月1日）。このことにより、現行の民法第34条法人をはじめ、法人の設立が、「一般法人法」に統合
  - イ 法人格の取得と公益性の判断が分離され、法人の事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により一般法人としての法人格の取得が可能（法人設立の事後チェック）
  - ウ 一般法人が公益法人となるためには、①「一般法人法」の要件を充足し、更に②「整備法」に基づく公益認定申請の手続きを行い、「公益認定法」による認定要件・基準（18項目）への適合が求められる（2段階方式）

2

## 2 現行の公益法人

ア 現行の社団法人は、公益法人三法の施行時において一般法人として存続（新しい法人に移行の登記をしない間は「特例社団法人」）

イ 「特例社団法人」は、移行期間（5年間、平成25年11月30日まで）の間は、基本的には現行の公益法人と同様の扱い（現在の指導監督基準による所管官庁の指導監督が継続）

ウ 「特例社団法人」は、移行期間の間に、①認定を受けて公益法人、②認可を受けて一般法人、③他の特例民法法人と合併又は営利法人へ転換、④解散かいずれかの選択をせまれる。

エ 現在の特例民法法人（特例社団・特例財団法人）の数

- ・ 全体：「24,648法人」（社団12,530法人、財団12,118法人）
- ・ うち、国所管：「6,720法人」、都道府県所管：「18,056法人」

3

## II 特例社団法人にとっての新公益法人制度のメリット・デメリット

1 「特例社団法人」にとって、①認定を受けて公益法人に移行すること。または、②認可を受けて一般法人に移行すること。いずれを選択しても、基本的にはこれまで以上に「特別の利益」が得られるものではない。

### 2 メリットとデメリット

ア 認定による公益法人への移行

- ・ 社会的信用の維持と税制上の優遇
- ・ 公益認定基準への適合が求められ、行政庁の監督と公益事業の継続的実施、財務諸表の開示、また、取り消しのリスクを伴う

イ 認可による一般法人への移行

- ・ 自在な事業活動（公益、共益、収益（私益））が可能
- ・ 社会的信用力の低下、原則税制上の優遇なし、「公益目的支出計画」の実施と計画期間中の行政庁の監督

4

### 3 税 制

#### ア 公益法人

- ・「収益事業のみ課税」及び「公益目的事業の非課税」（法人税法上の収益事業であっても認定法上の公益目的事業とされれば非課税）
- ・「みなし寄附金」（収益事業に属する資産のうちから、公益目的事業を行うために支出した金額が、収益事業に係るみなし寄附金の額とされ、一般寄附金として一定の限度額まで損金算入が認められる。）
- ・「利子・配当の非課税」（利子・配当に関して源泉所得課税されない。）

#### イ 一般法人

- (ア) 「非営利型法人」（非営利性が徹底された法人及び共益的事業を行う法人）
  - ・ 収益事業のみ課税
  - ・ 利子・配当の課税
  - ・ みなし寄附金不適用
- (イ) 上記(ア)以外の「普通法人」
  - ・ 全所得課税（普通法人課税）
  - ・ 利子・配当の課税

5

## III 特例社団法人獣医師会の対応

### 1 獣医師会の性格と活動目的

ア 現行の民法法人制度下において公益法人である「特例社団法人」は、その設立の目的からして法人制度が変わろうとも、法人が行う公益事業の推進を通じ「民が担う公益発現（不特定多数の者の利益増進）」に資することが活動の主目的



- ・ 獣医師会は、国家資格を有する専門職獣医師が組織する公益法人。公益活動の推進を通じ「獣医師の専門職としての人材養成と動物医療提供の質の確保を図ることにより獣医師の役割に対する社会評価の向上を目指す」とするのが法人の目的
- ・ 獣医師会による公益活動が、「獣医師免許制度・獣医療制度を守り発展させる」ものとの理解に立つべき

6

- イ 新公益法人制度移行を契機に組織の一層の結束の強化を
- ・新公益法人制度への移行は「法律事項」。避けては通れない。
  - ・「新公益法人制度移行」に向けての組織・事務事業活動の見直し点検を「獣医師会組織の結束」としての効果発現につなげる。
  - ・「会員獣医師と役職員関係者の共通理解による取り組み」と行政当局（旧主務官庁）の指導の下での円滑な移行を期すしか選択肢はない。

7

- 2 まずは公益認定に向けての点検と環境整備から始める
- ・「一般法人法」及び「公益認定法」に基づく組織、会計経理、事務事業の執行体制の点検整備は、「特例社団法人」においては、移行期間においていかなる法人形態を選択するかの如何にかかわらず不可欠な作業



- ア 最初に、①「一般法人法」に基づく組織体制の整備（一般法人法は、一般法人及び公益法人双方にとっての「基本法」）と②「公益認定法」に基づく組織と会計経理、事務事業執行体制の点検・環境整備を行った上で、③最終的に目指すべき法人形態を選択

- イ 「公益認定法」に基づく公益認定基準のハードルのみを懸念して、「一般法人」に安易に流れるとするのは早計

8

- 3 移行に向けての取り組み体制
  - ア 新公益法人制度の理解の醸成
    - ①目的、②移行スケジュール、③特例社団法人の立場、④公益認定の基準と認定の効果と責務、⑤獣医師会の対応
  - イ 新公益法人制度移行に向けての対応の検討の場の設置
  - ウ 主務官庁の指導の下での移行手続きの推進
- 4 一般法人移行認可の申請を選択する場合は、①「一般法人法」に基づく組織体制の整備（定款の変更など）に加え、②「公益目的支出計画」を策定し認可を得ることが必要となるが、「公益目的支出計画」の策定と実施に当たっては、実施事業（公益目的事業）の適否・技術的能力及び経理的基礎の有無等について公益認定申請の場合と同程度の基準及び実施体制が求められる
- 5 移行の認定申請と認可申請を同時に行うことはできないが、公益認定の申請後、移行期間が過ぎたにもかかわらず行政庁からの回答がない場合は、併せて一般法人移行認可の申請を行うことが可能

9

#### IV 移行認定申請に向けての対応の点検・整備

- 1 点検・整備のチェックポイント
  - ア 法人の事業活動基準及び法人運営基準としての「経理的基盤と技術的能力」などの確認（本部と支部の関係の一体性確保を含む。）
  - イ 法人の会計・経理の「公益法人会計基準（20年基準）」による取り組み（公益法人・一般法人のどちらに移行しても特定の会計基準の適用は義務付けられてはいないが、法令に則した書類の作成が求められており、事実上20年会計基準への移行が必要）
  - ウ 法人の機関設計と認定基準適合に向けての「定款及び関係規程の整備」
  - エ 法人の財務基準適合に向けての「公益認定財務三基準」（①収支相償、②公益目的事業比率、③遊休財産額保有制限）の確認
  - オ その他
    - ・移行時の理事及び監事の対応の確認
    - ・その他の欠格要件該当の有無の確認

10

- 2 公益認定の要件・基準（「18項目」）の適合
- ア 事業活動基準（公益目的事業の実施を主たる目的）
- ・公益目的事業：①認定法の別表各号に掲げる事業で、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与（「公益認定ガイドラインのチェックポイント」で照合）する事業
- イ 法人運営基準
- (ア) 法人の公益目的事業実施能力「経理的基礎と技術的能力」
- ・財政基盤の明確化と経理処理・財産管理の適正性  
注：本部と支部の関係については、支部が本部の支部組織である以上、組織上（定款及び支部規定等の位置づけ）のほか、支部の事業及び経理の本部との一体性の確保が求められる（これは現状でも同様）。
  - ・専門的人材と設備能力の確保
- (イ) 「特別な利益」を与えてはいけない者（法人の社員・役員など）、「特別な利益」を与える行為を行ってはいけない者（営利事業者等への寄付など）

11

ウ 機関設計基準

- ・「役員に関する親族等の制限」（同一親族等で占めることができる理事又は監事：理事、監事それぞれの総数の1/3を超えない。）
- ・「役員に関する同一団体関係者のグループ制限」（同一団体の関係者グループで占めることができる理事又は監事：理事、監事それぞれ総数の1/3を超えない。）
- ・「会計監査の設置」（勘定の額が一定の基準以上の場合に設置。）
- ・「役員の報酬等の支給基準」（不当に高額とならないような支給基準を定める。）
- ・「社員（主たる会員）に関する条件」（①社員の資格の得喪に関し不当に差別的条件を付さない。②社員の議決権に関し不当に差別的条件を付さない。）

12

## エ 財務基準

- ・ 公益目的事業の「収支相償」（公益目的事業に要する適正な費用を超える収入を得ていない）
- ・ 「公益目的事業比率」（公益実施費用額（公益目的事業の事業費）が全ての費用の50%以上）
- ・ 「遊休財産額の保有制限」（遊休財産（純資産のうち具体的用途の定めのない財産）が1年分の公益目的事業費相当額以下）
- ・ 「株式等の保有制限」、「不可欠特定財産の維持及び処分制限」、「公益認定取消時の財産の贈与」、「清算時の財産の帰属」

13

## V 獣医師会における公益認定の要件・基準チェックの指針など

- 1 「新制度移行対応関係通知」など
  - ア 新公益法人制度移行に当たり準備・確認・検討すべき事項（平成21年6月：日本獣医師会）
  - イ 本部と支部の関係の考え方（平成22年2月18日：日本獣医師会）
  - ウ 公益目的事業としての認定要件の考え方（平成22年2月18日：日本獣医師会）
  - エ 地方獣医師会の狂犬病予防推進事業の公益目的事業適合要件の考え方（平成22年2月18日：日本獣医師会）
- 2 「新公益法人制度検討の要点（改定第8版：日本獣医師会）」
- 3 「狂犬病予防対策推進事業運営に当たっての留意事項（改定第5版：日本獣医師会）」

14